

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会議名	平成30年度第2回木津川市男女共同参画審議会		
日時	平成31年3月1日（金） 午前10時から午前11時15分	場所	女性センター 集会室
出席者	委員 ■：出席 □：欠席	第1号委員 (学識経験者)	<input type="checkbox"/> 有賀 やよい委員 <input checked="" type="checkbox"/> 内海 貞嘉委員
		第2号委員 (市民)	<input checked="" type="checkbox"/> 浅田 武之委員 <input type="checkbox"/> 大倉 竹次委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤井 千賀委員 (副会長)
		第3号委員 (各種団体の代表者)	<input checked="" type="checkbox"/> 秋田 耕司委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山本 貢委員 (会長) <input type="checkbox"/> 辻本 勝代委員 <input type="checkbox"/> 吉岡 園子委員
		第4号委員 (公募に応じた市民)	<input checked="" type="checkbox"/> 辻野 容子委員
		庶務 (事務局)	吉岡課長、松井所長、木村係長
傍聴者	なし		
議題	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 人権推進課長挨拶 4. 議事 (1) 平成30年度・31年度木津川市男女共同参画推進事業について (2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について (3) その他 5. 閉会		

会議結果 要　旨	<p><b>1．開会</b> 事務局より、開会を宣言した。</p> <p><b>2．会長挨拶</b> 会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。</p> <p><b>3．人権推進課長挨拶</b> 人権推進課長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。</p> <p>資格審査について、事務局より報告した。</p> <p>配付資料について、事務局より確認した。</p> <p><b>4．議事</b></p> <p>(1) 平成30年度・31年度木津川市男女共同参画計画推進事業について (配布資料No.1)</p> <p>事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の推進状況について (配布資料No.2)</p> <p>事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(3) その他</p> <p>事務局より、資料を基に説明した。</p> <p><b>5．閉会</b></p>
-------------	---

<b>会議経過 要旨</b>	<p><b>1. 開会</b>          会議結果要旨のとおり。</p> <p><b>2. 会長挨拶要旨</b>          皆さん、おはようございます。          本日は第2回木津川市男女共同参画審議会ということで早朝よりお集まりいただきありがとうございます。3月の年度末なので何かと皆さんお忙しく、欠席が多いため参加者6人で審議をさせていただきたいと思っております。本日は年度末の総決算ということで、今年の総括と来年の予定を含めてご審議をいただきますよう、限られた時間ですが内容のある会議になりますようよろしくお願ひいたします。</p> <p><b>3. 人権推進課長挨拶</b>          皆さん、おはようございます。          さて、今回は平成30年度の最後の男女共同参画審議会となりまして、本日は「男女共同参画進捗状況調査」について報告をさせていただきます。この調査は、昨年度の男女共同参画についての各課の取り組み状況でございます。内容をご審議いただき、委員の皆様方のご意見を賜り、次年度に向けて、更なる事業の資質向上に努めてまいりたいと考えております。          本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p><b>【資格審査報告要旨】</b>          本日、出席者は6名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。</p> <p>配布資料について確認した。</p> <p><b>4. 議事</b>          (1) 平成30年度・31年度木津川市男女共同参画計画推進事業について          (配布資料No.1)          事務局より、平成30年度・31年度木津川市男女共同参画計画推進事業について、資料を基に説明した。</p> <p>事務局：資料1について説明します。平成30年度の事業は3月実施予定の1講座以外は全て終わっています。          1番目の男女共同参画週間事業は、毎年6月23日から29日が男女共同参画週間です。今年度の週間のテーマは「走り出せ、性別のハーフドールを越えて、今」という内閣府のテーマを基に事業を実施した。実施内容は、広報6月号に男女共同参画週間の啓発記事を掲載。次に男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架。7月6日に予定</p>
--------------------	--

していたガーデンモール及びカインズホームでの街頭啓発活動と、男女共同参画D V D上映会&おしゃべりカフェは台風接近のため急遽、中止とした。

2番目のデートD V 防止啓発授業は、先日2月27日に木津川市立泉川中学校で泉川中学校の教職員を対象にD V 研修会を実施し、24名の参加があった。

3番目の配偶者等に対する暴力をなくす運動実施期間事業は、毎年11月12日から25日とその前後が啓発期間と決まっている。広報11月号にD V 防止の啓発記事を掲載。D V 防止啓発リーフレットの作成配布では、28年度に作成したものを配布した。次にD V 防止パネル展示と街頭啓発活動の実施をした。街頭啓発は11月14日にアルプラザ木津店にて男女共同参画審議会委員、人権擁護委員、木津警察生活安全課の署員など参加者8名で啓発物品を配布し啓発活動を実施した。

4番目の木津川市キラリさわやかフェスタ（男女共同参画フェスタ）は、例年人権文化のつどいと共に催し、今年度は12月9日に加茂文化センターで実施した。講師に谷口真由美さんを迎えての講演会、各参画団体等の販売や体験などの催し、女性センターからは啓発パネル展示とパンフレットの配架を行い、参加者697名となった。

5番目の男女共同参画講演会は、11月20日に市役所で実施した。講師に京都府男女共同参画センター（らら京都）名誉館長の浜野令子さんを迎えて、男女共同参画について講演いただいた。参加者は市職員や一般市民の方を合わせて74名。講演会後には職員のみでグループ討議をし、男女共同参画について考える良い機会となった。

6番目の男女共同参画講座は、7月21日に実施した親子クッキングではハワイのロコモコ丼とデザート作りをし、参加者9組20名となった。その内1組はお父さんと子どもという参加者もあり楽しく参加しておられた。次に2月16日に実施した男の料理教室では、巻き寿司とおすまし作りをし、参加者14名となった。講座終了後のアンケートには、年に何回か実施してほしいという声が沢山あり、好評でした。次の女性の法律講座は、来月3月6日に実施予定をしています。講師に京都第一法律事務所より女性弁護士の糸瀬美保さんから、「相続と離婚について知っておきたいこと」というテーマでお話いただく予定となっている。

7番目の相談事業について、女性相談は毎週金曜日の1時から3時に実施している。今年度1月末現在の相談件数が87件。内訳はD V ・ストーカーが24件、離婚等が7件、家族関係や職場関係や心の悩みや不安など様々な相談があります。下段に記載の専門相談・カウンセリングは、心のカウンセリングが必要な方に、有賀先生にカウンセリングをしていただいている。

8番目の男女共同参画推進に関する会議は、木津川市男女共同参画審議会。男女共同参画推進会議は、何か起こった時の会議となるので今年度は実施していません。

9番目の男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発は、木津川市男女共同参画推進状況調査、男女共同参画に関する苦情処理、情報提供・広報啓発・学習機会の提供です。男女共同参画に関する苦情処理ですが、今年度の苦情はありませんでした。

平成30年度につきましては以上ですが、引き続き平成31年度について説明します。平成31年度も平成30年度と同様の事業を予定している。4番目の木津川市キラリさわやかフェスタは12月8日に実施予定となっている。

説明については以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 平成30年度と31年度木津川市男女共同参画計画推進事業の概要について説明がありましたが、事業や中身についてなど、ご意見ご質問ありませんか。

委員： デートDVの研修会は泉川中学校で行われたということですが、一般の方は参加はあったのでしょうか。

事務局： 今回は職員のみの参加で実施しましたが、泉川中学校の校長先生と教頭先生とお話をし、DVがある家庭の子どもに対して、子どもが発するサインにどう気を付けたら良いのか、どのような声掛けが必要かという内容で研修を実施しました。

委員： それは31年度も実施されるのか。

事務局： 31年度の内容はまだ未定ですが、引き続き同様の啓発ができたらと思っています。

委員： DV関係は沢山あります。サインのキャッチの仕方など教えていただければ、とても勉強になると思うので学校でも研修を実施できれば良いなと思う。

事務局： デリケートな問題なので、子どもや保護者に対して直接入っていけない部分があります。まずは教職員さんを対象に、DV関係の全体的なお話と、教師として子どもへの対応を考えていくために、まず足がかりとして今回実施させていただいた。次年度はまだ決まっていないので、学校側と調整をしていきたい。

議長： 研修会の案内はされたのか。それとも泉川中学校の先生を対象にされたということか。

事務局： 木津川市内の学校や幼稚園・保育園の校長や園長で構成された人権推進指導者連絡会議が木津川市にあります。人権啓発の一部として、DV研修を学校で取り組んではほしいとお願いをしておりまして、今回こちらから泉川中学校へ声掛けをし、研修をさせていただいたという

状況です。

委 員： 特に千葉県のDVと虐待とが起こったこともあり、すごく保護者の意識が高まっているのは事実ですし、我々も緊張感を持って対応したいと思っている。市の人権推進指導者連絡会というお話をあったが、例えば市の人権教育研究会でもそういう研修で教えていただく機会もあれば良いのかなあと思った。それぞれの学校で実施するだけでは勿体無いと思う。

事務局： 今回は泉川中学校で教師を対象に研修会をさせていただいたが、データDVという部分で言うと、例えば両親のDVによる子どもへの影響も当然あるが、中学校や高校での男女間の付き合いになると、相手は自分の所有物だと思い、DVになっていくこともある。教師も含めてだが、本来は生徒にもDV研修をしたいと思っているが、学校のスケジュールが早い段階で決まっている。学年ごとに人権研修をするという学校も多く、その上にDV研修を入れるとなると過密スケジュールになってしまふので難しいという状況。

議 長： 切実な問題だということでご定義いただいています。できるだけ人権と上手に連携しながら公的な研修会などを、学校と相談しながら役所のできる範囲でお願いしたいと思います。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

## (2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について

(配布資料No.2)

事務局より、木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について、資料を基に説明した。

事務局： 木津川市男女共同参画計画後期計画事業調査について説明。木津川市男女共同参画推進条例の第9条に規定する、平成26年度に策定した、木津川市男女共同参画計画後期計画「新キラリさわやかプラン」に基づいた、平成29年度の取り組み状況の結果です。

この調査について、男女共同参画推進していくために実施すべき具体的な内容を、5つの基本目標と11の重点目標と92の具体的施策を設定し、この取り組みについて調査をした。

この調査結果を踏まえて、更なる男女共同参画事業の質向上に努めたいと思っています。

調査の内容については、どの課もほぼ例年どおり取り組みをしているので、昨年度と異なる部分だけを紹介させていただきます。

51-4の具体的施策「各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消。」これに関連する部分として、52-4「各委員会・審議会における女性委員の登用率は平成32年度までに35%を目標とする計画的な推進。」そして53-4の「各委員会・審議会における公募委員制の導入の促進」に文化財保護課がそれぞれ結果を報告している。

まず、51-4から、文化財保護課の事業内容は「市の文化財の保存活用に関する審議するため文化財保護審議会を置く。高麗寺跡の保存活用のため、高麗寺跡史跡整備委員会を設置する。」評価はBとなっており、実施結果は、「審議会が10名の審議員の内1名が女性委員。委員会は8名の内女性委員はゼロである。今後の方向性は、審議会は今後も女性委員がゼロにならないよう努力する。委員会は史跡整備の性格上及び行政から委員を登用していることもあり、女性委員の登用は困難である。」

次に52-4は、「審議会は文化財保護に精通する女性の審議員を発掘できなかつたため、1名から増員できなかつた。委員会は史跡整備を専門とする女性はほとんど皆無のため登用できなかつた。今後の方向性について、審議会は文化財に精通する女性の研究者が少ないため、10名の内4名の登用は極めて困難であるが、増やすように努力する。委員会は継続した事業であるため、途中から女性委員の登用は困難である」とのことと評価はCとなつた。

次に53-4の実施結果は、「審議会は専門性の強い審議会であり、公募制を導入できなかつた。委員会の地元委員枠は1名であり、史跡に詳しい人材を登用するため、公募制を採用することは困難である。今後の方向性について、審議会は今後は地元委員に関し公募制を検討する。委員会は公募制を採用しない」まず、審議会について、学識経験者・教育委員会が適当と認める者ということで、学識経験者と地元委員で構成されているということです。審議会におられる女性1名というのは、地元の文化財の保護団体の会長をされていた方で、現在84歳ということです。審議会、高麗寺の審議委員会につきましても、文化財に精通している者というのが少ないということです。史跡や遺跡に関しては皆無という状況です。女性委員の登用について努めていきたいと考えているが難しい状況だと担当課が言っております。公募については平成31年に文化財保護審議会が改正となるので、平成31年度の改正のときは公募制を設け、公募を予定しているということです。

51-4の女性委員ゼロの解消については、審議会の女性委員が1名おられるということでB評価となり、52-4審議会委員会における登用率は35%には達しなかつたのでC評価となっている。53-4各委員審議会における公募制の導入の促進につきましては次回からは公募制を導入する予定であるが、29年度についてはしていなかつたためC評価となっている。

次に92-1、具体的施策は市内在住外国人との交流事業の実施、学研企画課からですが、29年度は国際理解を深めるために広報記事掲載や国際交流講座などを実施し評価はAですが、今後の方向性という部分に、平成30年8月より事業廃止と記載されているので学研企画課に理由を尋ねると、木津川市で雇用していた担当の国際交流員の契約が満了となり平成30年8月に退職されたが、その代替の職員がないため事業ができないということで平成30年8月より事業廃止になっているということです。

事業調査票の評価については大部分はA評価ですが、努力した結果目標に達しなかったということでB評価をされている課もあります。先程の文化財保護課についてはC評価もあったが、努力の結果、C評価となってしまったと聞いています。

全体を見ると、男女共同参画の取り組みについて定着してきたと思う。事業調査票については以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： この調査が始まった当初はBやCがかなりあったように記憶している。29年度の文化財保護課については、意識としては十分に持ちながら対応できなかったということで、致し方なかったかなという気もしている。男女共同参画の意識がかなり高まったと感じるが、皆さんの職場の中などでは男女共同参画に対してどのような意識を持っておられるのか。

委員： 学校における男女共同参画の意識は、女性の管理職がまだまだ少ないのは、学校の文化の問題などがあるのかなと思っているが、働き方改革と合わせないとなかなか管理職になる教員は増えてこないだろうと思う。

女性の保護者と対応することが多く、これは偏見になるかもしれないが、男性の教員が担任をしていればOKするのに、女性の先生だとOKできないというような部分があり、女性に対する評価はきついなと管理職になって特に思う。そういう問題もあり管理職になろうという気持ち的に高まらない理由もあるのかと思う。女性だけでなく男性も色々なところで管理職になりたくないということも増えてきているので、全体の意識の問題かと少し感じている。やろうという意識のある先生を我々もバックアップしていきたい。登用していくという考え方を持っています。

子ども達のジェンダーフリーの意識を高めていかないといけないと常に思っています。小学校では女の子が1番上のポジションをしていることが多いが、中高生では生徒会の人数を占めているのは女性が多くても会長にはなっていない。そこにはまだ意識の低さがあるので、

	<p>意識改革していかないといけない。</p>
委 員：	女性の委員を登用するとなると、2人いた場合は女の子を選ぼうということになるのか。どのように選べば良いのかというのはとても難しいと思う。
委 員：	農業委員会をしていますが今年の10月で任期が切れます。3年任期です。また改選になるのですが、その時に女性を積極的に入れて行くつもりかと質問をすると、各地区から代表で出てもらい、その地区ごとに決まっていて、実行組合長や区長をした者などがまた農業委員に出て来られる。だからこちらから女性を選んでくれとは言えないです。以前は選挙をしていたが、私が入った時からは選挙がなくなり、農業委員を推薦しそのなかから市長が選び出すという形に変わった。女性も誰かの推薦があれば入りやすいのではないかと思う。
議 長：	肝心の女性に意識を持っていただきたいですね。
委 員：	農業関係の集まりがあっても女性の方が出て来られない。且那さんが亡くなったところは女性の方も少しあては出で来られる。整備組合や実行組合など色々と農業の企画はあるが、ほとんど男性ばかりです。
議 長：	組織として受け入れる基盤があるかどうかの話ですね。今まででは男性社会だったので入れない環境だったが、今は女性にも参画してください、女性の考え方を入れてくださいという社会になってきたと思う。今まで受け入れる体制はあったかもしれないが、たまたま女性現れなかつたということかもしれない。考え方として大きく変わってきている。
	<p>地域で色々と老人会を立ち上げなどされている委員もおられるが、その中で男女間の考え方は変わってきましたか。</p>
委 員：	女性メンバーに働いていただくのはなかなか大変です。結局は我々男がやる形に収まってしまいます。表に出てリーダーシップを發揮することに対して苦手意識を持つ方が多いのかなと思う。さきほど文化財の委員の話ですが、専門性を要する文化財では、私のグループでは歴史学習会という形でかなり歴史の勉強をしていますので、そういうテーマに興味を持たれている女性も3~4人位おられる。そういうところにアプローチしていくやり方もあるのではないかと思う。
委 員：	地域長は女性が少ないと思う。うちでは旧の町なので、区長さんや地域長の代表はお父さんという感じですが、ニュータウンでは順番に回ってきたらお母さんも出て行くという形なので、若い町と古い町では意識が違うのかなと思う。小学生になると女の子の方が成長が早く、リーダーシップを發揮しやすいが、だんだん成長するにつれ男の子も元気になっていくのかなと思っています。
議 長：	意識についてはかなり小学校の中では男女の性差はなくなってきたということですが、家庭の中でもそういう環境に変わってきたと感じ

ている。これは男女共同参画の推進が進んでいるということなので、更に課題として中身を加えていけば充実することですね。

事務局： 地域長さんとの会議ではほとんどが男の人ばかりで、正月の新春懇親会などでも男性が9割ぐらいを締めている。中には着物を着ているどこかの会社の女性社長が数人おられ、インタビューに答えておられるというような。やはりまだまだ男性社会という傾向なので、このような審議会での活動をしていく必要性がある。例えば学校でいうとPTA役員やPTA総会では女性が多いです。時間帯にもよるかもしれないが、仕事をしている夫は参加出来ないので、仕事をしていない女性やパートをしている女性が休んで参加している。結局働くのは男性で家にいるのは女性ということになる。

たまたま発覚したことだが、東京の医科大学の女性は落とすという現実社会では、育休・産休を取る女性の医者を雇用するより休みない男性を雇用する方が効率が良いという意識が医師の世界では当たり前のような雰囲気があったということです。

昔と比較すると男性も家事をするようになってきているが、男女が同じ比率でできているかというと出来ていない。まだ男性はお手伝いをしているという意識しかないというが、お手伝いというと怒る人もいる。小さい積み重ねが色々なところに表れている部分もあるのではないかと感じている。

議長： 男女共同参画の場合、主觀が女性は社会進出だが、男性は家事の労働分担となってきた時に、企業も啓蒙していかないといけない。大企業については既にそういう制度的なことをしておられるが、それ以下の企業についてはまだまだ啓蒙されていないところが多い。長時間労働の問題であったり、男性が家へ早く帰り家事労働分担ができるという環境を作らないとなかなか進んでいかない。

男性社会というのは大分薄れてきたと思う1つに、ここの地元の相楽神社のことですが、男の子が産まれたら名前を登録し宮さんに抱っこしてもらえるが、女の子が産まれても名前を登録できなかった。去年10月から、女の子も名前の登録ができるようになりました、宮さんに抱っこしてもらえるように変わった。大きな意識改革になったということがありました。

男女共同参画でも各自治体が色々な取り組みしている中で川柳を募集しています。どこかの自治体では「女も言いたい、まだご飯」という川柳があった。我々は、男子厨房に入らずということを教えられた親の世代に育っているが、今は3人に1人が厨房に入っているような社会になってきて、随分変わってきたと感じている。洗濯物を取り入れてアイロンをかけることも出来るようになった。それは啓蒙活動・推進活動の成果だと思う。木津川市も率先して審議会を立ち上げられてもう10年になります。当時はB評価やC評価があり、とんでもない数字が並んでいた。内容についてはまだもう少し検討課題もあると

思うが、簡単な数値になったと実感しています。行政の取り組みとしては啓蒙されているのかなという意識は持たしております。

事務局：先程、委員から文化財に非常に興味がある女性が3～4人おられるとお話がありましたが、文化財審議会は公募制を検討するということで、31年度は公募委員を募集する方向で今検討しています。これはお願ひになりますが、是非とも手を挙げていただき審議会に参画していただけたらと思います。広報4月号へも掲載予定です。

委員：歴史学習会へ熱心に参加されている女性がおられるので、時間的な都合などはあるかと思うが、興味を持って出来るのではないかと勝手に思っています。

事務局：その方にお声掛けしていただいて是非とも公募委員としてお願ひしたいと思います。

委員：女性相談の件数があったが、ここに来ていただいて相談されるのか。メールもあるのか。

事務局：来館と電話で相談されます。メールできたら対応はさせていただきますが、メールでの相談はあまりないです。

委員：ネットやメールで気軽に相談できるようになれば件数が増えるかと思った。悩める方の色々な窓口があればいいなと思う。

議長：まだメールで相談できることにはなっていないですね。

事務局：メールがきたら対応はさせていただきますが、来館か電話の相談ばかりです。ほとんどの相談が今すぐ聞いてほしいという方ばかりです。やはり文字だけでは伝わりにくいのかと思う。

事務局：役所全体でもメールは受けています。一定の場所へ届くようになっていますが9割以上は苦情です。他は制度に関することや市民課に対して聞きたいことなど、全体を見てもメールの数は少ない。メールがきたら当然こちらの課へきますので、うちの課から返信はさせていただいている。

議長：広報の中にも色々な案内をしていただいているということですので、相談内容によって相談場所は変わると思うが、自分で選択できる環境にはあると思う。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

### (3) その他

事務局より、その他について説明した。

事務局：お配りしているチラシについて説明します。毎年実施している女性の方を対象にした「女性のための法律講座」を3月6日に実施します。

	<p>今年度はいざというとき法律が役に立つとして、講師には女性弁護士に来ていただき、相続と離婚について詳しくお話をいただきます。女性の方へご紹介していただけたらと思います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これで議事を終わります。</p>
	<p>5. 閉会</p> <p>特になし。</p>

上記報告のとおり、相違ないことを確認しました。

署名 \_\_\_\_\_